

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年3月まで
国民年金保険料については未納とならないように対処してきており、申立期間の保険料は、納付書に現金を添えて銀行の窓口で納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に未納期間は無く、国民年金保険料を現年度納付していない期間も、過年度納付（2回）又は保険料免除申請を行っており、未納期間を無くそうとする姿勢がうかがえる上、申立期間直前の平成11年4月から同年7月までの期間に係る国民年金保険料を12年9月1日に過年度納付し、申立期間直後の同年4月から同年8月までの期間の保険料を現年度納付していることから、申立期間のみを納付しないのは不自然である。

また、上記のとおり、申立人は、国民年金保険料未納期間を無くそうとしている姿勢がうかがえること、及び申立期間以外に未納期間は無いことから、納付意識は高いと考えられ、申立期間も8か月と短期間である。

さらに、申立人が申立期間について納付したとする1か月分の国民年金保険料額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

国民年金制度が始まった昭和35年10月に親が加入手続をしてくれ、保険料も両親の分と一緒に母親が集金人に納めてくれていた。38年6月に結婚してからも実家の母親が納めてくれていたが、42年に国民年金保険料が上がったのを契機に、実家の母親から自分で納付するように言われたので、その後は自分で保険料を納めた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の昭和42年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されておらず、昭和44年5月に国民年金印紙検認台紙が切り離されており、オンライン記録では42年度は納付済みとなっていることから、同年度の国民年金保険料は44年5月以降に過年度納付されたと推認でき、当該過年度納付の時点では申立期間も過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中に未納期間は無く、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間直前の昭和42年度分が平成7年7月に納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 5 月ころ私の母と一緒に A 市役所 B 課に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金加入手続時に、20 歳からの保険料をさかのぼって納付し、その後の期間も納付したことを記憶しているので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 5 月ころ申立人の母と一緒に A 市役所 B 課に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金加入時に 20 歳からの保険料をさかのぼって納付し、その後の期間も納付したとしているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、58 年 3 月から同年 4 月ころまでに行われたと推認され、その加入時点からすると申立期間は過年度納付可能な期間である上、26 か月間と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情も認められない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続を数度にわたり適切に行っていることから、国民年金制度に対する理解と保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの期間及び56年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月

申立期間①について、結婚前に払えばよかったが、結婚後の昭和 51 年か 52 年に督促状が届き、A 社会保険事務所（当時）に行き国民年金保険料を払う用紙を作ってもらい、B 駅近くの C 銀行（現在は、D 銀行）に行き保険料を払ったのに未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、私の母が督促状を見て保険料を払ってくれたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚後に督促状が届き A 社会保険事務所で納付書を発行してもらい、B 駅近くの銀行で国民年金保険料を納付したはずであると申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に払い出されており、申立期間①は過年度保険料として納付することができる期間である。

また、申立人の保険料を納付した当時の状況についての記憶は鮮明である上、11か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その母親が督促状を見て国民年金保険料を納付してくれたはずであると申し立てしているところ、資格記録上では、昭和56年10月に国民年金の任意加入手続及び資格喪失手続がされており、当該期間は保険料を納付することができる期間である。

また、1か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかつた特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月

A町役場（現在は、B市役所）の職員から夫婦とも平成6年9月分が未納であるとの指摘を受け、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を8年2月23日に同町役場窓口で2万1,000円納付した。妻は納付済みなのに私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A町役場の職員から夫婦とも平成6年9月分が未納であるとの指摘を受け、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を8年2月23日に同町役場窓口で2万1,000円納付したとしているところ、申立期間の直前の期間が第3号被保険者期間であったその妻の申立期間における納付記録は第1号被保険者として納付済みとなっており、申立人の妻は国民年金の種別変更手続を適切に行ったと考えられ、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行わなかったとは考え難い。

また、申立期間の月額保険料は夫婦二人分で2万2,200円であり、その金額は申立人の申述とおおむね一致していることから、その申述に不自然さはみられない。

さらに、申立人が、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和45年7月から47年3月まで

申立期間①については、当時勤務していたA所の事業主が、申立期間②については、B所の事業主が毎月の給料から天引きの上、国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時勤務していたA所の事業主が毎月の給料から天引きの上、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の記録照会によると、昭和44年6月13日に払い出された国民年金手帳記号番号により申立期間①直前の44年6月から45年3月までの期間の納付記録が回復されており、当該所において給料からの天引きにより事業主が保険料を納付していたことがうかがえることから、申立期間①のみ保険料を未納とするのは不自然である

また、申立人が、3か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当時勤務していたB所の事業主が毎月の給料から天引きの上、国民年金保険料を納付していたとしているが、その事業主から申立人の申立期間②の保険料を納付したとする証言等が得られない上、申立人は国民年金の住所変更手続及び保険料の納付について関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 51 年 4 月 26 日、同社B工場での資格取得日が同年 5 月 1 日となっており、1か月の空白期間があるが、実際は同社C工場から同社B工場への転勤であり、勤務は継続している。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主による異動日が確認できる社員調書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年5月1日にA株式会社（C工場）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和51年3月のオンライン記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料も無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 51 年 4 月 26 日、同社B工場での資格取得日が同年 5 月 1 日となっており、1か月の空白期間があるが、実際は同社C工場から同社B工場への転勤であり、勤務は継続している。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主による異動日が確認できる社員調書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年5月1日にA株式会社（C工場）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和51年3月のオンライン記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料も無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月26日から同年5月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和51年4月26日、同社B工場での資格取得日が同年5月1日となっており、1か月の空白期間があるが、実際は同社C工場から同社B工場への転勤であり、勤務は継続している。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主による異動日が確認できる社員調書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年5月1日にA株式会社（C工場）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和51年3月のオンライン記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料も無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月26日から同年5月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和51年4月26日、同社B工場での資格取得日が同年5月1日となっており、1か月の空白期間があるが、実際は同社C工場から同社B工場への転勤であり、勤務は継続している。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主による異動日が確認できる社員調書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年5月1日にA株式会社（C工場）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和51年3月のオンライン記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料も無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成11年3月から12年9月までは59万円に、同年10月から13年7月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月1日から13年8月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によれば、株式会社Aにおける平成11年3月から13年7月までの標準報酬月額が事実と違う。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によれば、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年3月から12年9月までは59万円、同年10月から13年7月までは62万円とされていたが、13年3月30日において、11年3月から13年7月までが9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の取締役であったことが商業登記で確認できるものの、当時の申立人は営業部門の取締役であり、社会保険の手続業務に関与していなかったとする事業主及び複数の同僚の供述も得られたことから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

さらに、事業主は、申立期間当時、経営が苦しく社会保険料の滞納があったと思うと回答している。

これらを総合的に判断すると、平成13年3月30日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと^{そきゅう}は考え難く、当該処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的

理由は無く、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、平成11年3月から12年9月までを59万円に、同年10月から13年7月までを62万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月31日から同年2月9日まで

株式会社Cに継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。思い当たることとして、株式会社C(本社)からA社B工場への転勤がある。昭和36年1月は本社で勤務しており、同年2月からB工場で勤務していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cから提出された申立人の人事記録等により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し(昭和36年1月31日に同社本社から同社B工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支社に係る被保険者資格取得日は昭和61年4月1日、被保険者資格喪失日は62年11月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和61年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から62年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から62年11月16日まで
昭和61年3月に大学を卒業し、同年4月にA株式会社に入社後、62年11月に退職するまで継続して勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人（勤務当時の旧姓は「D」）と「氏名」が同じで、「生年月日」については判読不明な「日」の一桁を除いて一致する被保険者記録があり、同記録によると、被保険者資格取得日が昭和61年4月1日、被保険者資格喪失日が62年11月16日となっており、申立期間と一致する。

また、B株式会社提出の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届によると、申立事業所が、申立人と「氏名」、「性別」及び「生年月日」が一致する被保険者について、上記被保険者原票と同じ被保険者資格取得日及び資格喪失日とする届出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、上記被保険者原票の記録（E）と同じ氏名記録は無く、類似氏名（F）で、申立人と生年月日及び性別が同じで、被保険者期間も申立期間と同じ未統合記録が確認できる。

なお、B株式会社では、昭和53年から平成14年までに入社した従業員の中に、申立人と同姓同名の者はおらず、上記の類似氏名と氏名が同じ者が一人いるとしているが、類似氏名と氏名が同じ者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上記未統合記録と生年月日、資格取得日等が異なり、類似氏名とは別にオンライン記録がある。

加えて、B株式会社提出の労働者名簿及び退職証明書並びに同僚の供述により、申立人が申立期間において、同社に継続勤務していたことが確認できる上、申立人及び同僚が同期入社とする同僚二人は、オンライン記録によると、昭和61年4月1日から同社において、厚生年金保険被保険者記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和61年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、62年11月16日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録における当該未統合記録から、昭和61年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から62年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月21日から同年9月1日まで

以前勤務していた会社を昭和42年8月14日に退職し、同月21日にA株式会社に転職した。ところが、ねんきん特別便の記録では、同社の厚生年金保険の資格取得日が42年9月1日となっている。同社を退職したときに受けた感謝状に書かれている入社年月日は1967年（昭和42年）8月21日と記載されている。間違いなく同日から勤務していたので、同社における厚生年金保険の資格取得日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA株式会社が平成10年に発行した申立人あての感謝状には、1967年（昭和42年）8月21日が入社日と記載されている上、同社が保管する申立人に係る社員台帳（個人別人事記録）においても、入社日は同日と記録されていることから、申立人が、同社に同日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立人の資格取得日を昭和42年8月21日と届け出べきところ、誤って同年9月1日と届け出たと供述している上、賃金台帳等の確認資料は無いものの、申立人の給与から同年8月の厚生年金保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 9 月のオンライン記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格取得日を昭和 42 年 9 月 1 日と誤って届け出たと供述しており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日は平成5年6月29日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月29日から同年7月1日まで

昭和55年4月1日に株式会社D（現在は、株式会社B）に入社し、現在まで継続して勤務しているが、平成5年7月に株式会社AのE部から同社C支店に転勤した時の1か月が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入者台帳の資格喪失日及び同資格取得日並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（平成5年6月29日に株式会社AのE部から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入者台帳の資格喪失日及び資格取得日から、申立人が平成5年6月29日に株式会社AのE部で同基金加入者資格を喪失し、同日に同社C支店で同基金加入者資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に空白は無い。

さらに、F基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入者資格喪失届及び同資格取得届は2枚複写の様式を使用しており、当時は、届出書類を2枚とも直接社会保険事務所（当時）へ持参し、社会保険事務所の受付の押印を受けた後、1枚は同基金の控えとし、2枚目を社会保険

事務所に提出していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成5年6月29日に株式会社AのC支店において、厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における平成5年7月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録及び同社D部における資格喪失日に係る記録を昭和30年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を29年1月から同年4月までは8,000円、同年5月から30年10月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月4日から30年11月1日まで
昭和22年7月1日に株式会社Aに入社し、57年7月31日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在職証明書、昭和57年7月31日の定年退職に伴う永年勤続36年の感謝状、同僚の証言及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和30年11月15日付けで同社D部から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和28年12月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年齢の同僚の記録から判断すると、29年1月から同年4月までを8,000円とし、同年5月から30年10月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としている

が、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和 29 年 1 月 4 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 1 月から 30 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の申立期間②に係る被保険者資格の資格喪失日は平成7年10月5日であると認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、当該期間の標準報酬月額は53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から7年8月30日まで
② 平成7年8月31日から8年10月15日まで
株式会社Aにおける申立期間①に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額にさかのぼって訂正されている。また、資格喪失日が平成7年8月31日となっているが、申立期間②についても継続して勤務していた。申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から7年9月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(7年8月31日)以降である同年10月5日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額を9万8,000円に訂正されていることが確認できる。
また、雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額に30を乗じた額に見合う標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額53万円と一致する。

なお、商業登記簿謄本によれば、申立人は、株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、複数の同僚によると、申立人は、店舗運営管理を担当する業務に従事しており、社会保険事務には関与していなかったと供述している上、このうちの一人である経理を担当していた従業員は、当時、社会保険料が納付できなかつたため、役員の標準報酬を引き下げるよう社会保険事務所（当時）から指示されたと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の見直しに關与する立場になつたことが推認できる

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつたとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録により申立人が申立期間②に、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成7年8月31日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなつた同日以降の同年10月5日付けで遡及^{そきゆう}して行われたことが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年10月5日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該訂正処理前の標準報酬月額の記録から、53万円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成7年10月5日から8年10月15日までの期間については、当時の経理責任者から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなつた後の厚生年金保険料を給与から控除したことは無いとの供述が得られるほかは、事業主の連絡先不明により供述が得られないなど、保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち申立期間⑦について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和55年2月23日であると認められることから、申立期間⑦に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年8月から同年10月までの標準報酬月額については16万円、同年11月から55年1月までの標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月31日から47年5月10日まで
(B株式会社)
② 昭和48年8月6日から同年9月1日まで
(C株式会社)
③ 昭和48年10月27日から49年7月1日まで
(C株式会社)
④ 昭和49年10月21日から50年5月1日まで
(D株式会社)
⑤ 昭和50年9月26日から51年5月31日まで
(株式会社E)
⑥ 昭和53年6月29日から54年3月1日まで
(F株式会社)
⑦ 昭和54年8月31日から55年2月ころまで
(A株式会社)

私は、上記申立期間において、それぞれの会社にGとして勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が昭和 55 年 2 月 22 日まで A 株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和 54 年 8 月 31 日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 9 月 30 日より後の 55 年 3 月 18 日付けで、54 年 11 月の随時改定の記録を取り消した上で行われており、複数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 8 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である 55 年 2 月 23 日であると認められる。

なお、訂正前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和 54 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額については 16 万円、同年 11 月から 55 年 1 月までの標準報酬月額については 20 万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、B 株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立期間①当時の同僚 9 人に照会して 6 人から回答があったものの、申立人が申立期間①に同社に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、B 株式会社は既に解散し、事業主も死亡しており申立期間①当時の状況を確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に係る申立人の記録は確認できず、同社における雇用保険の被保険者記録も無い。

3 申立期間②及び③について、申立人は、C 株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶している同僚 6 人のうち所在が確認できた二人に照会したものの回答が無く、当時の勤務状況を確認することができない。

また、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚 7 人に照会して二人から回答があったものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、C 株式会社は既に事業を廃止し、事業主は所在不明で申立期間②及び③当時の状況を確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②及び③に係る申立人の

記録は確認できず、同社における雇用保険の被保険者記録も無い。

- 4 申立期間④について、申立人は、D株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶している同僚3人は所在が不明である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚10人に照会して3人から回答があったものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

また、D株式会社は既に解散し、事業主からは照会に対して回答が無く、申立期間④当時の状況を確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間④に係る申立人の記録は確認できない。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録の離職日と合致している。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、株式会社Eに勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶している同僚一人及び株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚7人に照会して3人から回答があったものの、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述する者はいなかった。

また、事業主は、当時の資料は保管されていないため申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除及び納付について不明としている上、株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間⑤に係る申立人の記録は確認できない。

さらに、株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得日及び資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録と合致している。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、F株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶している同僚二人及びF株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚6人に照会して5人から回答があったものの、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述する者はいなかった。

また、事業主からは照会に対して回答が無く、申立期間⑥当時の状況を確認することができない上、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間⑥に係る申立人の記録は確認できない。

さらに、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得日及び資格喪失日は雇用保険の被保険者

記録と合致している。

- 7 申立人が申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
このほか、申立人の申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月1日から同年5月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A株式会社に入社したのは昭和24年4月1日であるにもかかわらず、被保険者資格の取得日は同年5月1日となっている。
私と同時に入社した同僚は入社日と同じ日に被保険者資格を取得している。入社時の辞令も残っているので、当該申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、退職手当精算書及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、A株式会社C工場に昭和24年4月1日から勤務していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳払出票の記録により、申立人と同時に入社した同僚は昭和24年4月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同時に入社した複数の同僚は、「専門学校、大学卒業の新入社員は、社会保険への加入は入社日と同じ日付となっており、4月1日付けで採用された者の社会保険への加入日が5月1日ということはありません。同時に入社した同僚は申立人を含めて同じ取扱いであったはずである。」と供述している。

加えて、事業主は、「当時の資料は保管されてないため当時の届出等については不明であるが、新規採用者については、入社日を厚生年金保険の資格取得日として届け出ているはず。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和 24 年 5 月の記録から 4,500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日は昭和45年4月1日、資格喪失日は46年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月から同年7月までの期間は3万3,000円、同年8月から46年3月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

昭和44年4月1日入社から47年3月17日に退職するまで、継続してA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録において、C工場に勤務した1年間の空白があることに納得できない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の提出した従業員台帳及び人事発令記録並びに申立人が提出した申立期間に係る給与明細書により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社D工場から同社C工場へ異動、46年4月1日E工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、F基金の提出した加入員資格喪失届により、申立人に係る昭和45年4月1日付けのA株式会社D工場及び46年4月1日付けの同社C工場における資格喪失が確認できる上、G会の提出したH基金加入員台帳の記録によると、同基金における申立人の加入員記録は空白無く継続していることが確認できる。

さらに、F基金に照会したところ、少なくとも代行返上時において、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は健康保険組合を含む

5枚組複写式の様式を使用しており、基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していたと思われると回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月1日にA株式会社C工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び46年4月1日に同社C工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場におけるH基金の台帳（旧台帳）の記録から、昭和45年4月から同年7月までの期間は3万3,000円、同年8月から46年3月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成13年10月から14年12月までを34万円に、15年1月を32万円に、同年2月から同年4月までを34万円に、同年5月を32万円に、同年6月から同年8月までを36万円に、同年9月から同年11月までを34万円に、同年12月を36万円に、16年3月から同年6月までを30万円に、同年7月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から16年8月1日まで

株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間の厚生年金保険料控除額が、ねんきん定期便による標準報酬月額と保険料納付額の月別状況表における保険料納付額と異なっている。給与明細書を提出するので、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、厚生年金保険料の控除月、給与の月ごとの計算締切日及び支給日について不明としているが、申立人が提出した株式会社Aの給与明細書において、平成12年4月に施行された介護保険法に係る保険料の控除が同年5月25日支給分の給与明細書から開始されて

いることが確認できることから判断すると、厚生年金保険料の控除は翌月の給与から行われていたと認められる。

- 2 申立人が提出した申立期間に係る給与支払明細書（平成 14 年 5 月分及び 15 年 4 月分から同年 6 月分までを除く。）により、厚生年金保険料が、毎月 2 万 9,495 円の一定額で控除されていることが確認できることから、14 年 5 月分及び 15 年 4 月分から同年 6 月分まで給与において同額の厚生年金保険料の控除が認められるところ、申立期間のうち、13 年 10 月から 15 年 12 月までの期間及び 16 年 3 月から同年 7 月までの期間について、当該事業所における標準報酬月額、給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額並びに申立人が提出した給与振込口座に係る通帳未記帳取引明細から判断すると、13 年 10 月から 14 年 12 月までを 34 万円に、15 年 1 月を 32 万円に、同年 2 月から同年 4 月までを 34 万円に、同年 5 月を 32 万円に、同年 6 月から同年 8 月までを 36 万円に、同年 9 月から同年 11 月までを 34 万円に、同年 12 月を 36 万円に、16 年 3 月から同年 6 月までを 30 万円に、同年 7 月を 32 万円に、それぞれ訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、平成 13 年 10 月から 15 年 12 月までの期間及び 16 年 3 月から同年 7 月までの期間にわたり一致していないこと、及び C 基金が提出した申立期間に係る D 届、E 届において、事業主が届け出た報酬月額が給与明細書における実際の報酬月額と同一ではないことが確認できることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間及び 16 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、42年6月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月から41年9月までは3万9,000円、同年10月から42年5月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から42年6月1日まで

A株式会社に勤務していたが、本社であるB株式会社C事務所に昭和40年7月24日付けで転勤となり、42年5月31日付けで退職するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除された給与を受け取っていたし、退職金も受領した。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に勤務していたが、昭和40年7月24日付けでB株式会社C事務所に異動し、42年5月31日付けで退職するまで継続して勤務していたと主張しているところ、これらを裏付ける資料として、40年7月24日付けの辞令及び離職日が42年5月31日の失業保険被保険者離職票を申立人は提出しており、同離職票の離職日は雇用保険の記録とも一致する。

また、申立人が提出した申立期間の一部期間が含まれる昭和40年分の給与所得の源泉徴収票において社会保険料の控除が確認できるとともに、41年4月分から同年6月分までの給与明細書により、厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、申立期間の資格の得喪日が一致している申立人の基礎年金番号（＊）と末尾が1字だけ異なる未統合の厚生年金保険被保険者記録（＊）が確認でき、当該基礎年金番号の付番者は女性であり、前記の厚生年金保険被保険者記録が統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年6月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該未統合記録から、昭和40年8月から41年9月までは3万9,000円、同年10月から42年5月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私がA株式会社B工場を退職したのは昭和48年3月31日であると記憶していることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は48年4月1日となり、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が空白であることはあり得ないと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA株式会社が提出した申立期間当時の人事記録（出勤表）から、申立人が申立期間において正社員として申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社の人事担当者は、「現在は、給与の支給日が25日（給与額計算の締切り日は15日）で保険料は翌月控除であり、申立人と同様に3月31日付けで退職している者についても資格喪失日は翌日の4月1日であり、翌月の4月25日に支給した給与から3月分の保険料を控除しているので、申立期間当時について関連資料が無いことから、当時の給与の支給形態は正確には不明であるが、現在と同じであれば、申立人についても昭和48年3月の保険料は控除していると思う。」と供述している。

さらに、申立人と勤務形態及び業務内容が同じであったと供述する同僚 6 人が「勤務条件に関して、正社員はすべて同じ扱いであったので、申立人の申立期間の保険料は控除されているはずである。」と供述している上、当該同僚のうち、A株式会社における人事記録が確認できる複数の同僚については、その退職日の翌日が厚生年金保険の喪失日となっていることが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から確認できることから、同事業所においては、退職日の翌日を厚生年金保険の資格喪失日として届出を行っていることがうかがわれる。

加えて、A株式会社から提出された正社員に係る昭和 48 年 4 月出勤表の記載内容が同年 3 月 16 日から始まり、申立人については同年 3 月 31 日までの期間について押印されていることが確認できる上、当該出勤表が翌月 15 日までの期間について押印する様式であることから判断すると、申立人の同社における勤務実態は同年 3 月 31 日までで、資格喪失日は同年 4 月 1 日であり、申立期間当時と現在の給与の支給形態及び保険料の控除形態は同じであったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 工場における昭和 48 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 48 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格取得日に係る記録を昭和30年6月1日に、資格喪失日に係る記録を32年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30年6月から31年7月までの期間は5,000円、同年8月から32年5月までの期間は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から32年6月29日まで

申立期間はA株式会社でBとして勤務した。入社日から退職日まで全く一緒の同僚は厚生年金保険の加入記録があるが、私はこの間の厚生年金保険が未加入になっている。

申立期間は保険料も給与から控除されていた記憶があるので被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と一緒に入社し同業種のCをしていた同僚には、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が存在し、当該同僚は、「申立人と給与支給額について何回か話をしたことがあり、申立人は、社会保険料を控除されており支給額が少ないため生活が苦しいと言っており、当然、申立人は、厚生年金保険料を事業主に控除されているものと思っていた。」と供述している。

さらに、申立期間において、申立人と同様にDとして従事していた別の同僚は、「社長からDは皆同じ待遇で給与も同じだと言われており、自分

は入社直後から厚生年金保険の被保険者として記録があり保険料を控除されていたので、申立人も保険料を控除されていたはずだ。」と供述しているところ、当該同僚は申立期間における被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に入社した同業種同年代の同僚Dの標準報酬月額の記録から、昭和30年6月から31年7月までの期間を5,000円、同年8月から32年5月までの期間を7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に閉鎖され、当時の事業主は既に死亡しており確認ができず不明であるが、申立期間の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号は連番となっており欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年6月から32年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（1万2,000円）であったと認められることから、申立人の昭和30年10月から31年5月までの標準報酬月額に係る記録を1万2,000円に訂正することが必要である。

また、事業主は、申立人が主張する昭和31年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月12日から29年2月1日まで
② 昭和30年10月1日から31年6月30日まで
③ 昭和31年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①については、株式会社Aで営業の正社員として勤務していたのに最初の期間が漏れていた。また、申立期間②の標準報酬月額が一部誤っていた。さらに、申立期間③については、同社が名称変更（B株式会社）したが、途中で退社していないのに1か月期間が空いていたので、調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において1万円と記録されているものの、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年10月において算定基礎届に基づく標準報酬月額が1万2,000円であることを示す9等級として記録されていることが確認できることから、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額（1万2,000円）の届出を事業主

が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

- 2 申立期間③について、オンライン記録では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 31 年 6 月 30 日と記録されているものの、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日が同年 6 月 30 日と記録された後、同年 7 月 1 日に訂正されていることが確認できることから、申立人が主張する同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 31 年 5 月の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①について、申立期間当時の同僚 4 人に照会したところ、いずれの同僚も「株式会社Aの厚生年金保険の加入（新規適用）年月日が昭和 29 年 2 月 1 日であるため、それ以前に保険料を控除されたことは無かった。」と回答している。

また、申立期間①当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態や保険料控除に係る供述を得ることができない上、適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 2 月 1 日であり、申立期間①における厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 5 月 31 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aにおける平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 5 月 31 日までの標準報酬月額は 8 万円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録（訂正・取消済資格記録）において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 10 月から 4 年 4 月までの期間は 53 万円と記録されていた。

しかし、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 4 年 5 月 31 日以降の同年 10 月 7 日に、申立人を含む 4 人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、3 年 10 月から 4 年 4 月までの期間を 8 万円に訂正されていることがオンライン記録により確認でき、社会保険事務所（当時）において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社研究所（現在は、B研究所）における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月にA株式会社研究所に入社し、44年4月に同社C工場に異動した。申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA株式会社から提出された従業員カードの記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社研究所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける申立期間②に係る資格取得日は昭和44年4月21日、資格喪失日は45年5月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和44年4月21日から同年11月1日までは6万円、同年11月1日から45年5月16日までは10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和44年4月21日から45年5月16日まで

申立期間①は、私が高校卒業後、就職先が決まらなかった時、近所の人から私の会社で働かないかと誘われ、昭和27年4月にB株式会社（現在は、C株式会社）の子会社であるD株式会社（現在は、E株式会社）に就職した。昭和28年2月12日に当該会社を退職したが、オンライン記録では27年12月1日から28年2月13日までの期間がB株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間になっている。なぜ、D株式会社に勤めていてB株式会社に係る被保険者期間になっているかは自分では不明である。D株式会社を退職後、F地の公共職業安定所に行き失業給付を受けたが、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間の2か月半では失業給付を受給できないはずであるので、申立期間①を厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

申立期間②は、昭和38年5月27日から平成16年3月27日まで、親族が経営する株式会社A及び子会社に勤めていたが、オンライン記録では当該期間が株式会社Gの厚生年金保険被保険者記録になっている。私は、株式会社Gには勤めたこともないし、全く知らない会社の記録になっていることに納得できないので、株式会社Aとしての記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、複数の同僚の供述により、申立人は、株式会社Aにおいて勤務していたことが推認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、株式会社Gにおいて厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和44年4月21日、同喪失日が45年5月16日とする被保険者記録が確認できるほか、株式会社Aにおける複数の同僚についても株式会社Aにおいて勤務していたとする期間について、株式会社Gにおける被保険者記録が確認できる。

一方、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と5人の者が申立期間、株式会社Aの厚生年金保険被保険者の記録になっていることが確認でき、事業所記号は「H」、符号が「I」と記録されていることが確認できる。しかしながら、当該符号は株式会社Gに係るものであり、株式会社Aの事業所記号「J」、符号「K」とは異なって記録されていることから、社会保険事務所（当時）においてオンライン化の時に誤って当該記録が入力され、申立人の株式会社Aに係る同原票の記録は、当時、事業所記号「L」、符号「M」であった株式会社Gの厚生年金保険被保険者記録として記録されたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が株式会社Aにおいて昭和44年4月21日に被保険者資格を取得した旨の届出及び45年5月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和44年4月21日から同年11月1日までは6万円、同年11月1日から45年5月16日までは10万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がD株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主のD株式会社及びB株式会社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票、厚生年金保険料納付に関連する資料は一切無く、申立内容の事実関係は不明。」と回答しており、申立期間に係る同社における勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除は確認することができなかった。

また、C株式会社の副部長は、「D株式会社はB株式会社の子会社で、B株式会社の事務所の一部を間借りしていた。D株式会社はNのみの人員だったので、社会保険手続はB株式会社で行っており、申立人をB株

式会社の社員として届出した可能性が考えられる。」と供述している。

さらに、D株式会社が厚生年金保険適用事業所になったのは、申立期間①後の昭和 36 年 9 月 1 日であり、申立期間①については、D株式会社は適用事業所になっていない。

加えて、申立期間①当時、B株式会社に勤務していた同僚 9 人に照会したところ、複数の同僚から「当時の身元確認は厳重で、入社してから 3 か月から半年の試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に未加入であった。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間①当時の給与明細書等を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年1月まで
昭和46年4月に第一子誕生を契機に退職し、すぐに手続をして国民年金に加入した。国民年金保険料は、A市役所から送られてきた納付書で、B団地の郵便局かC銀行で納めた記憶がある。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付書で納付したとしているが、A市では、保険料の納付方法が納付書方式となったのは昭和49年度からであり、申立期間のうち、46年度から48年度までは国民年金委員による集金が行われていたとしているが、申立人は集金により保険料を納付した記憶が無いとしており、申立内容は当時の状況と符合しない。

また、国民年金の加入時期について、申立人が所持する年金手帳により、昭和50年2月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の主張と異なっている上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上国民年金保険料を納付することができず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
私の父が、A 市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その父は、保険料の納付状況を覚えておらず、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月 1 日に厚生年金保険の番号が付番されている上、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、基礎年金番号が申立人に付与された時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3258 (事案 733 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年10月まで

私は、A社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年3月から46年10月までの32か月が未納となっていると回答があった。当該申立期間については、B市のCに住み込みで勤めていたときで、自治会の女性が定期的に集金に来ており保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人のB市における住民票の記録は無く、同市で国民年金手帳記号番号が払い出された記録も確認できず、かつ、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、D自治体において昭和49年4月に払い出されたものであり、払出時点では申立期間は時効により納めることはできず、当時、申立人と同様に住み込みで働いていた者は皆国民年金保険料を納付したと主張しているが、現在でも交流のある同僚は、保険料の納付方法、納付した事実等の記憶が無く、B市での納付記録も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人が所持している運転免許証により、B市に住んでいたことが確認でき、住み込みでCに働いていた時に申立期間の国民年金保険料を集金に来た自治会の女性に納付したと主張しているが、B市では、市から委嘱された集金人が国民年金委員として、制度の普及、加入促進と指導及び保険料の集金を行ったとしており、申立人の主張と符合せず、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年6月まで

私は、両親から老後のことを考え国民年金に加入するよう勧められ加入した。国民年金保険料は、両親が立て替えて納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その母は保険料の納付状況等を覚えておらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人の厚生年金保険記号番号が基礎年金番号として付与されていることから、国民年金被保険者の資格取得日となっている平成16年1月1日ころに加入手続を行ったと推認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から61年3月まで
就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和51年8月ころ、私がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続をした。毎月5日が給料日だったので、妻が給料の中からも国民年金保険料を分け、毎月市役所で夫婦二人分の保険料を納付した。
納付したはずの国民年金保険料が10年間も未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、A市では保険料が毎月収納となったのは、記録上申立人の納付が開始された昭和61年度からで、58年度までは3か月ごと、60年度までは2か月ごとの収納であったことが確認でき、申立内容に齟齬がみられる。

また、申立人は、昭和51年8月ころ、夫婦の国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の記号番号払出状況から、61年4月ころに夫婦連番で払い出されていることが推認でき、払出時点からすると申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない上、申立期間は118か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から61年3月まで
就職した夫の会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和51年8月ころ、夫がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続をした。毎月5日が給料日だったので、給料の中からまず国民年金保険料を分け、私が毎月市役所で夫婦二人分の保険料を納付した。
納付したはずの国民年金保険料が10年間も未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、A市では保険料が毎月収納となったのは、記録上申立人の納付が開始された昭和61年度からで、58年度までは3か月ごと、60年度までは2か月ごとの収納であったことが確認でき、申立内容に齟齬がみられる。

また、申立人は、昭和51年8月ころ、その夫が夫婦の国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号払出状況から、61年4月ころに夫婦連番で払い出されていることが推認でき、払出時点からすると申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない上、申立期間は118か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年9月まで
実兄の飲食店新規開業を手伝うため会社を辞めた昭和63年10月ころ、自身でA区役所に行き国民健康保険の加入手続と同時に妻と二人分の国民年金の加入手続を行った。その後自宅に郵送された保険料納付書によりB銀行(現在は、C銀行)D支店で3か月ごとに二人分を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その実兄の飲食店新規開業を手伝うため会社を辞めた昭和63年10月ころ、自身でA区役所に行き国民健康保険の加入手続と同時に申立人の妻と二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が平成元年9月28日に行われたことがオンライン記録により確認でき申立内容と異なる上、申立人が一緒に納付したとするその妻の昭和63年度の保険料は過年度納付されているが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無いなど、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金第1号被保険者資格取得日が平成20年7月1日となっている上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、第1号被保険者資格を取得した時点では、申立期間は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から同年12月まで

私は結婚を控えていたため、A株式会社を昭和51年7月31日に退社し、その後国民年金保険料納付書が送られてきたので、同年8月から翌年3月までの分を51年8月中に納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月31日にA株式会社を退社し、その後国民年金保険料納付書が送られてきたので、同年8月から翌年3月までの分を51年8月中に納付したとしているが、申立人はA株式会社を退社した後の加入手続や51年10月*日に婚姻したときに引き続き加入するために必要な任意加入の手続について記憶が無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月ころに払い出されている上、その所持する年金手帳においても国民年金の資格取得日は、「初めて被保険者となった日 昭和52年5月1日」と記載されており、申立人の主張とは相違し、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、仮に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年5月ころに申立期間の保険料を納付しようとしても、申立期間のうち、婚姻後の51年10月から同年12月までについては、制度上、任意加入期間であるため、さかのぼって保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年5月まで

私は、申立期間当時A地内に住んでいたが、住民票は実家であるB町（現在は、C市）にあった。同役場から実家に国民年金の納付書が届き、母が同役場に行き10数万円の保険料を納付した。

納付直後に母からA地に在住していた私に「役場から国民年金の納付書が届き、未納分はすべて納付したから。」と連絡があったことを記憶している。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A地内に在住中、B町の実家にB町役場から国民年金保険料納付書が届き、申立人の母が同役場で10数万円の保険料を納付したとしているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者番号が付番されており、申立期間は平成9年の基礎年金番号導入により未納期間となったもので、申立期間当時は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、B町によると、国民年金加入手続をしていない人を職権で加入させ、一方的に納付書を送付することはなかったとしており、申立人の母も自身で申立人の加入手続を行った記憶は無く、保険料を納付したとする際も年金手帳を受領していないとしているなど、その申述は当時の取扱いと相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年3月まで
申立期間の国民年金については、母親が加入手続や保険料の納付をしてくれた。保険料は毎月8,000円から9,000円を母親が納付していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付してくれたと申し立てているが、その母親から当時の納付状況等を聴取することはできず、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間のころに発行された国民年金手帳を所持しておらず、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年2月まで

平成4年8月に会社を退職したとき、母が、私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は母と私が納付しており、私は、A市役所（現在は、B市役所）に3か月分か4か月分の保険料をまとめて自分で納付したと記憶しているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続に関与していないため、国民年金への加入状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳を所持しておらず、申立人が国民年金に加入したとする記録は無い上、申立人は、市役所から国民年金保険料の還付を受けたとしているが、保険料が納付及び還付された形跡は見られず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 54 年 12 月まで

私の国民年金は、私の父が A 町役場で兄姉を含めて加入手続きをしてくれ、保険料も父が納付してくれた。私の兄姉 3 人の国民年金保険料は納付になっているので、私だけ申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が A 町役場で申立人の兄姉を含めて国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料は申立人と申立人の兄姉 3 人分を申立人の父が納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから、任意加入期間であった申立期間は制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から61年3月まで
パートで働き始めた昭和59年7月ころ国民年金に任意で加入し保険料を納付していたが、数か月後に数百円の出費で年金に上乗せができることを知り、元夫に加入手続をしてもらった。付加保険料の加入の確認のはがきが来ていた記憶がある。61年4月からは、会社員の配偶者は国民年金に個人で入る必要が無くなり上乗せ分はやめた。申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が、付加保険料を納付する申出を行い、昭和59年7月から61年3月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、オンライン記録により、申立人が59年7月から国民年金に任意で加入し、定額保険料を納付していることは確認できるものの、申立期間当時居住していたA区の国民年金被保険者索引票及び申立人の年金手帳には、付加保険料を納付する申出がされたことを表す記載は見当たらない。

また、付加保険料を納付する申出と付加保険料を含む国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の元夫は所在不明のため、国民年金の加入状況、納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間に付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から54年3月まで

昭和47年10月の結婚を契機に、父親が私と妻の国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付を始めたと考えている。当時、私は結婚後の住所から親元の事業所に通っていた。加入手続きをした父親は、既に亡くなっており、詳しいことは分からないが、昭和54年度のA区のBの通知書に社会保険料の金額が記載されているので、53年度ころまでは納付していたと思われる。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人とその妻の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は、既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和54年度A区のBの通知書（納税義務者交付用）に記載されている社会保険料額は国民年金保険料額と国民健康保険税額とを合算した額であると申し立てているが、54年度の申立人のCの金額を使用して試算した結果、当該社会保険料額は前年度の国民健康保険税額であると推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月28日に払い出され、一緒に国民年金の加入手続きを行ったとするその妻の国民年金手帳記号番号も申立人と38番違いで払い出されていることから、申立人と同時期に国民年金の加入手続きを行ったと推認でき、払出時点では、申立期間

の大部分は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月ころから54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月ころから54年6月まで
長女誕生後の昭和50年4月ころ、夫がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は、加入手続後すぐに自分が、B銀行C支店（現在は、D銀行E支店）で納付し始めた。毎月1万円程度の金額を納付していたと思う。申立期間が未加入になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月ころ、その夫がA市役所で国民年金の加入手続をし、すぐに申立人自身が保険料を納付し始めたと主張しているが、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録から54年7月7日に任意加入していることが確認でき、その時点では、任意加入期間であった申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月1万円程度の金額を納付していたと主張しているが、当時は3か月ごとの納付で、金額は1,100円（昭和50年度）から3,300円（54年度）であったことから、申立人の主張は、当時の納付頻度及び納付金額とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月、同年12月から50年2月までの期間及び同年5月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月
② 昭和48年12月から50年2月まで
③ 昭和50年5月から51年12月まで

申立期間①当時は、国民年金の加入手続を行ったかどうか覚えていないが、申立期間②当時はA市役所で国民年金への加入手続をしたと思う。保険料の納付について、申立期間①及び②共に保険料の納付方法、納付金額は覚えていないが、赤っぽい年金手帳をこの時期に持っていた記憶がある。

申立期間③の国民年金の保険料の納付については、昭和52年7月にB区から実家のあるC町（現在は、D市）に転居した時に父が国民年金への加入手続をし、それまで未納であった保険料をまとめて納付したと言っていた。父は、私の国民年金について、日ごろから気に掛けてくれていたので、父が納付した期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①当時、国民年金への加入手続を行ったか覚えていないが、申立期間②当時はA市役所で国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているが、C町の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和52年7月25日であり、その時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間①及び②当時の国民年金への加入状

況及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間③当時、申立人は、昭和 52 年 7 月に実家のある C 町に転居したときに、申立人の父が申立人の国民年金への加入手続をし、それまで未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたとしている。しかしながら、申立期間③直後の 52 年 1 月から同年 3 月までの納付記録は、53 年 11 月及び同年 12 月の保険料の誤納付による還付金を 54 年 3 月に充当した記録であり、52 年 4 月から同年 6 月までの納付記録は、54 年 5 月に過年度納付された記録であることから、これら充当や過年度納付がされるまでは 52 年 1 月から同年 6 月までの保険料は未納であり、52 年 7 月に申立人の父が 52 年 1 月から同年 6 月までの保険料は納付せず、申立期間③の保険料のみをさかのぼって納付したとするのは不自然である。

また、申立期間③の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっているため、証言を得られず、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間③当時の保険料の納付状況が不明である。

3 申立期間①、②及び③を通じて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から同年 6 月まで
20 歳になったころ、A 町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続をした記憶があり、その後未納だった期間を母から 2 万円を借りて A 町役場の窓口で納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、20 歳になったころ、A 町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続をした記憶があり、その後未納だった期間の国民年金保険料を申立人の母から 2 万円を借りて A 町役場の窓口で納付した記憶があるとしているが、申立人の申立期間における保険料の納付金額や納付時期についての記憶は曖昧であり、また、申立人に 2 万円を貸したとする申立人の母も、保険料の具体的な納付時期や納付額についての記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成 12 年 6 月 7 日発行の申立期間の「国民年金領収済通知書」を所持しているが、当該通知書には領収日付印が押されておらず、使用された形跡は見られない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月から62年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、父親が「A組合」の口座から自動引落しで納付したはずであり、当時の父親名義の通帳が見付かったので申立てをする。

また、昭和41年3月から48年1月までの期間についても、母親が納付してくれたはずなので、証拠が見付かったら申立てをするつもりである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が「A組合」の口座から自動引落しで納付したはずであり、当時の父親名義の通帳が見付かったので申立てをすると主張している。しかし、当該通帳から引き落とされた国民年金保険料は付加保険料を含む保険料額であるところ、オンライン記録により、申立人の妻は申立期間の保険料について付加保険料を含めて納付していることが確認できる上、平成3年2月から4年3月までの期間に係る保険料が、第3号被保険者との二重加入により4年10月16日にその妻名義の銀行口座に還付されていることから、当該通帳から引き落とされた保険料はその妻の分であると推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、当該通帳の名義人であった申立人の父親は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、母親が地区の納税組合の集金により納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が地区の納税組合の集金により納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成3年4月ころであり、その時点では、申立期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立期間当時、申立人は大学生であったとしていることから、申立期間は国民年金の任意加入期間となり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、申立人に係る国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
A 株式会社を昭和 57 年 2 月 28 日に退職したが、社会保険庁（当時）の記録では同年 2 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。退職時には 2 月の最終勤務日まで出勤し、同年 3 月 1 日から転職先の会社に出勤したので、被保険者期間は継続しているはずであり、A 株式会社の事務手続の間違いと思われる。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社を昭和 57 年 2 月 28 日に退職したと主張している。しかしながら、A 株式会社から提出のあった申立人の人事記録、当時の辞令台帳及び退職手当等支払簿には、いずれも申立人の退職日は昭和 57 年 2 月 27 日と記載されている。

また、A 株式会社の人事担当者は、「当時、退職予定者には、保険料の控除方式が翌月控除なので月末退職・翌月 1 日資格喪失の扱いにすると退職月に 2 か月分の保険料が控除されることを説明していた。そのため、2 か月分の保険料控除を嫌い、給与締め日の 20 日付け又は月末一日前の日付で退職する者が多く、申立人もこうした説明を受け、月末退職とはしなかったものと思われる。」と述べており、事実、同社の辞令台帳及び退職手当等支払簿に記載されている昭和 57 年 2 月及び同年 3 月中の退職者 13 人の退職日は、申立人と同じ同年 2 月 27 日付けが一人、同年 3 月 30 日付けが 6 人などとなっており、出向先での退職者一人を除き、ほかに月末付けの退職者は見当たらない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人は、退職時に 2 か月分の保険料が控除された記憶が無いとしており、このほか、

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月24日から同年7月14日まで

社会保険庁（当時）の記録では、平成18年4月から同年6月までの標準報酬月額は19万円となっているが、給与明細書を確認すると控除されている保険料の金額が、30万円の保険料に該当する金額であった。事実が確認できる給料明細書を提出するので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が申立期間である平成18年4月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は30万円であり、申立人が所持している申立期間に係る給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、オンライン記録における標準報酬月額と当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（報酬月額取得時訂

正)により、申立人の標準報酬月額について、事業所を退職した平成18年7月14日以降の同年7月21日に当該届出書が提出され、同年4月24日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載した標準報酬月額30万円を19万円に訂正したことが確認できる。

また、当該資格取得時訂正は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する際に、賃金台帳等を確認した上で申立期間中に実際に支払った給与を基に申立人の標準報酬月額を訂正したものであると推認できる上、申立人が所持している給与明細書に記載されている給与額を基に標準報酬月額を計算するとオンライン記録上の金額である19万円に該当する。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月11日から同年6月1日まで
昭和24年4月1日から29年8月1日までA所及びB施設に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A所又はB施設に勤務していたとしているが、現在の事業主であるC所は申立てに係る調査について、当時の資料が無く不明と回答しているため、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和27年3月11日にA所の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日にB施設の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が複数いることが確認でき、その同僚に申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった上、同僚一人は、申立人及び上記の同僚は、全員Dにおいて同様の業務をしていたと供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B施設は昭和27年6月1日から厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年7月1日まで
② 平成5年12月1日から7年3月20日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に勤務していた平成4年4月1日から同年7月1日までの3か月間及び5年12月から7年2月までの15か月間の標準報酬月額が、給与の額に見合っていない。

給与明細表にもあるように平成5年3月までは月額60万5,000円、6年3月までは月額70万5,000円、7年3月までは月額75万5,000円の給与であった。当該期間の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、オンライン記録では、A株式会社における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が50万円、申立期間②に係る標準報酬月額が44万円とされていることが確認できる一方で、申立人が所持していた給与支給明細書により、申立期間①については、平成4年4月及び同年5月は、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料が事業主により控

除されていたこと、申立期間②については、平成5年12月から7年1月は、標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められ、オンライン記録における標準報酬月額と、申立人に係る給与支給明細書において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、平成4年6月及び7年2月に係る標準報酬月額については、給与支給明細書は確認できないところ、事業主からの回答が得られないほか、複数の同僚からは、保険料控除に係る具体的な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

私は、平成 7 年 6 月、株式会社 A に入社し、厚生年金保険、健康保険に加入していたのに、記録照会上、8 年 4 月 1 日まで国民年金に加入していることになっている。年金記録では 7 年 6 月から 8 年 3 月までの 10 か月間、年金の二重払いをしていたのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間について株式会社 A に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は株式会社 A が発行した平成 7 年分源泉徴収票を所持しており、この源泉徴収票には社会保険料控除額として 19 万 4,848 円と記載されている。この金額は、申立人が平成 7 年 1 月から同年 4 月まで勤務していた B 株式会社における社会保険料控除額 10 万 1,448 円と同年 4 月から同年 12 月までに申立人が支払った国民年金保険料 1 万 1,700 円及び国民健康保険料 8 万 1,700 円の合計金額と一致していることから、申立期間において厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、株式会社 A が提出した平成 7 年度所得税源泉徴収簿、給与所得者の保険料控除申告書及び平成 8 年賃金台帳によれば、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

さらに、C 市発行の国保資格状況及びオンライン記録によれば、申立期間において、申立人は国民年金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

なお、申立人の厚生年金保険とD組合への加入時期は平成8年4月と記録されており、同年同月に資格喪失した国民年金と国民健康保険との整合性にも矛盾点はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月24日から同年9月ころまで
申立期間は、A地にあるB社の分室にCとして勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A地にあるB社の分室にCとして勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うとしているところ、同社では、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料や、当時の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、同区内における同社の分室の存在及び試用期間における社員の社会保険加入など当時の状況についての詳細も不明としている上、申立人は同僚の具体的な氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について、同僚に照会することはできなかった。

また、日本年金機構D事務センターでは、A地には、B社に係る厚生年金保険の適用事業所は無かったとしている。

なお、E区内に厚生年金保険の適用事業所としての記録があるB社F所（昭和35年8月に同社G所に名称変更）の事業所別被保険者名簿を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 1 月 1 日から 44 年 5 月 16 日まで
② 昭和 44 年 11 月 11 日から 45 年 1 月 19 日まで
で

申立期間において、有限会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Bでは、申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の関係資料は保存されておらず、申立人の雇用形態、厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明としており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間①の途中から同社で給与計算や社会保険の事務の補助をしていたとする同僚（申立期間①の途中から申立期間②の後まで被保険者記録が有る。）は、申立人は、自分が入社した申立期間①の途中から申立期間②までの間については厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかったとしており、ほかの同僚からも事業主による申立人の保険料控除について供述を得られない。

また、株式会社B提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日が昭和 35 年 4 月 1 日（申立期間①の途中）と記載されているが、その上に朱書きで「×」

が書かれており（同通知書の申立人の欄の上に、35年5月4日付けのC社会保険出張所長の確認印がある。）、申立人の健康保険被保険者証の番号欄及び厚生年金保険被保険者台帳の記号と番号欄に記載が無く、同社に係る事業所別被保険者名簿にも、同通知書に係る日付で申立人の氏名が見当たらないことから、申立人の被保険者資格取得届が取り消された可能性は否定できない。

なお、上記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の申立人の欄の1段上に申立人の妻の氏名が確認でき、資格取得日は昭和35年4月1日と記載されており、健康保険被保険者証の番号欄及び厚生年金保険被保険者台帳の記号と番号欄は記載されており、同社に係る事業所別被保険者名簿においても、同通知書に係る日付で申立人の妻の氏名が確認できる。

さらに、事業主提出の健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書及び事業所記号順索引簿では、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の途中の昭和32年6月1日である。

加えて、有限会社Aは、昭和32年4月1日から雇用保険の適用事業所になっているが、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿にも申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠落も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 21 日から同年 10 月 31 日まで
高校卒業後、最初に就職した A 株式会社における被保険者記録が無い。
同社に約半年勤務した後、Bに入り、その後入社した会社で、4年ほど前に自分らしい加入記録があると聞いたことがあるので厚生年金保険に加入していたと思う。当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚及び事業主の供述により、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成2年4月1日であり、それ以前は保険料を控除していないとしている上、申立人が同期入社とする同僚も、厚生年金保険料は厚生年金保険に加入後に控除されたと供述しており、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

また、A株式会社提出の適用通知書及び事業所名簿によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成2年4月1日である上、同社提出の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が同期入社とする同僚が被保険者資格を取得したのは、前記の適用事業所となった日と同日であり、同日以前に被保険者となった者はいない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から45年2月まで
昭和40年2月A株式会社に入社して、B店でCの仕事をしていたので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社では、申立期間当時の関係資料は無いが、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、厚生年金保険料も控除していないとしている上、複数の同僚も、厚生年金保険料は厚生年金保険に加入後に控除されたと供述しており、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることもできない。

また、適用事業所名簿では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和46年2月1日である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 9 月 14 日から A 所（現在は、B 所）に臨時職員として採用され、36 年 3 月 31 日まで勤務していたが、35 年 4 月から 36 年 3 月までの厚生年金保険加入記録が無い。同所には同年 3 月 31 日まで勤務していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の A 所長であったと供述する二人の所長の在職期間及び同僚の供述により、申立人が、申立期間当時、A 所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A 所は昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、オンライン記録では、同事業所が申立期間に適用事業所であった記録は確認できず、日本年金機構 C 事務センターでも、同事業所が申立期間に適用事業所であった記録は無いとしている。

なお、D 自治体の E 部（当時）等に係る事業所別被保険者名簿の申立期間について確認したが、申立人の氏名は確認できない。

また、B 所では、申立期間に係る厚生年金保険の適用の届出及び保険料控除等の関係書類は保存していないとしている上、同僚からも申立人の保険料控除について供述を得ることはできず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

申立期間は、株式会社Aにアルバイトとして勤務したが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

アルバイトは正社員ではないので厚生年金保険被保険者となれないと思っていたが、正社員の4分の3以上の勤務時間であれば被保険者としなければならないと定められていることを最近知った。当時、正社員と同等の勤務時間だったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、同僚が保管している写真及び申立人の株式会社Aにおける業務内容等に関する具体的な説明により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aにアルバイトとして勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が当該事業所に勤務する以前にアルバイトとして勤務し、その後社員となった同僚は、当時アルバイトは厚生年金保険には加入させていなかったと供述しており、当該同僚が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、社員として入社したとする日である上、同僚からも、事業主による申立人の申立期間の保険料控除について供述を得られない。

また、株式会社Aでは、当時の在籍記録及び厚生年金保険関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険加入の有無も不明であるとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から23年6月1日まで
② 昭和23年7月1日から同年12月1日まで
③ 昭和24年6月21日から25年1月まで

昭和26年1月に書いた自筆の履歴書によると、22年1月から25年1月までの期間において、継続してA株式会社に勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、23年6月からの1か月間と同年12月から24年6月までの6か月間だけが同社での厚生年金保険被保険者となっている。申立期間について、調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年1月付けで書いた自筆の履歴書に、A株式会社において、22年1月から25年1月まで継続した同社B部での勤務を記載していることから、申立期間の全期間について、同社における厚生年金保険被保険者であることを申し立てている。

しかしながら、昭和23年6月1日から同年7月1日までの申立人の厚生年金保険被保険者記録は、申立事業所とは社長、所在地及び事業内容が全く異なる別会社のC株式会社における被保険者記録であることが確認できる上、申立人のA株式会社における厚生年金保険記号番号(*)は、厚生年金保険被保険者台帳索引簿から、C株式会社において、申立人が同年6月1日に被保険者資格を取得したことにより払い出された記号番号であることが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 1 月 4 日であることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっているため、A株式会社において、昭和 23 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚従業員 7 人に当時の状況を照会したところ、5 人から回答があったが、3 人は申立人について全く覚えていないとしており、残り 2 人は、申立人が勤務していたことは覚えているが期間は不明としており、そのほかに厚生年金保険料控除等の詳しいことは覚えていないと供述している。

加えて、上記同僚 5 人の A 株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日から 12 か月以上遅れていることが確認できる上、同僚の一人は、同社ではすぐには正社員になれなかったと供述しており、B 部従業員であったと供述する上記同僚 2 人の被保険者資格取得日は、昭和 23 年 6 月 1 日であることが確認できるとともに、その一人は、「A は、D を行っていたが小規模だった。D を行っていた期間は、22 年から 2 年半くらいで、会社は D を辞めたと同じ時期に一度倒産したと記憶している。」と供述している。

なお、申立期間における A 株式会社の従業員に係る厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、申立人が被保険者資格を喪失した時期の昭和 24 年 6 月から同年 7 月 1 日までにかけて、申立人と同様に被保険者資格を喪失している同僚が 20 数名確認できるとともに、同社は、同年 6 月 1 日に、再度、新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同時期に被保険者資格を喪失した同僚の一部の者は、後に、再度同社において、被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
申立期間に有限会社AのB部門に勤務し、厚生年金保険料を引かれていたが、被保険者記録照会回答票によると同社の被保険者記録が無いとの回答であったので、調査して、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの複数の同僚に申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった7人の同僚のうち3人は、申立人が申立期間に同社のCに勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間に同社のB部門に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aの元事業主は、当初申立人の申立期間の在職及び厚生年金保険料を控除した旨の書面を提出していたが、その後、厚生年金保険の届出及び同社の社会保険の適用状況については、当時の資料の保存が無く、詳細については不明と回答している。

また、申立人が昭和40年5月から42年3月まで有限会社AのB部門で一緒に勤務していたと供述している3人の同僚は、申立期間において、有限会社Aで厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、取得日及び喪失日は3人とも相違しており、勤務期間とは一致していないことから、当時、同社では、B部門に従事している者については、厚生年金保険の加入について、それぞれ異なる取扱いがなされていたと認められる。

さらに、申立期間における当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、健保整理番号に欠番は見当たらない上、当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 10 月 21 日まで
社会保険庁（当時）からの連絡により、A株式会社における平成 16 年 4 月から 17 年 9 月までの期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、同年 10 月 12 日付けで当時の報酬月額に見合わない金額に訂正されていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 16 年 4 月から同年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から 17 年 8 月までは 38 万円、及び同年 9 月は 41 万円と記録されていたものが、同年 10 月 12 日に、申立期間について 9 万 8,000 円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 17 年 9 月に B 社会保険事務所（当時）の職員二人が訪ねてきて、滞納分をどうするか話し合った。17 年 3 月分までの保険料は納めているので、その後の分が滞納になったのだと思う。」としている。

さらに、上記申立人の供述、平成 16 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更取消届、17 年の同算定基礎取消届並びに 16 年及び 17 年の同算定基礎届により、A株式会社から当該減額処理に伴う届出が行われたことが確認できることを踏まえると、申立人は、同社の代表取締役と

して、申立期間に係る標準報酬月額が減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自ら標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社に勤務した期間のうち申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いこと、及び昭和 43 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まではB株式会社での被保険者期間である旨の回答を受けた。

A株式会社には昭和 42 年 1 月以前に入社し 43 年 5 月末まで継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録にあるようにB株式会社に移った記憶は無い。健康保険証が変わった記憶も無いし、保険料も給与から引かれていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 42 年 9 月 1 日付けでA株式会社での被保険者資格を喪失し、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった 43 年 3 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人と同様にA株式会社及びB株式会社で被保険者となっていた複数の同僚（途中 3 か月から 6 か月の被保険者でなかった期間がある者）に照会したところ、一部の同僚から厚生年金保険の被保険者でなかった期間は厚生年金保険料を給与から控除されていないとの供述が得られた。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険被保険者証が昭和42年10月3日に返納されていることが確認できる。

加えて、両事業所は昭和43年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明のため申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実について供述を得ることができない。

また、申立人の両事業所における雇用保険被保険者記録は無いほか、申立人が、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 8 月まで
③ 平成 5 年 4 月から同年 7 月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。

申立期間①は、A区のB社に勤務しCをしていた。申立期間②は、D株式会社に勤務しEをしていた。申立期間③は、F区にあったG株式会社内のH株式会社に勤務しIをしていた。どの会社でも正社員であったのでこれら申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務した事業所はA区に所在した「B社」であったと主張しているが、厚生年金保険適用事業所名簿には該当する事業所は見当たらない上、J市商工会議所及び同K支部からも類似の名称を含む登録事業所が同市A区には無いとの回答を得た。

なお、A区以外に所在する類似の名称を探したところ、申立期間①当時、同市L区に「M社」、同市N区に「株式会社O」が所在していたことが判明したことから、両事業所（既に廃業）の元事業主に照会したが、両事業主からは事業内容が申立ての事業内容とは全く相違しているとの回答があった。また、同市P区に所在する、「Q株式会社」に照会したが、同社には申立てに係る関連会社や申立事業内容に合致する発注会社も無いとの回答であった。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、同僚の調査を行うことができず、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、D株式会社の事業主は、「申立人が主張している仕事の内容が当社の業務と一致しているので申立人が勤務していた可能性は否定できないが、申立期間②当時は季節雇用者や短期雇用の従業員を多数雇い入れており、職種や雇用契約の相違により社会保険への加入を区別していた。当社は昭和 61 年に廃業しており関係書類の保存は無く、申立人の厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚について記憶していないため、事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において被保険者であった 20 人の同僚に照会し 12 人から回答を得たが、申立人を記憶していた者はいない上、回答のあった同僚のうち一人は「当時、正社員に見習い期間は 1 か月あった。パート、アルバイト、季節工などの短期雇用者は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番の無いことが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、H株式会社に勤務していたと主張しているが、調査の結果、申立ての事業所はR株式会社S所であることが推認できた。

しかしながら、事業主は、「当社において明確な決まりは無いが申立期間③の当時は従業員の定着率が悪く入社後相当期間（少なくとも 6 か月以上）の継続勤務者のみ社会保険に加入させていたので、申立人について申立てどおりの届出は行っていないと思う。申立人については勤務していたかどうかについても不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚について記憶していないため申立期間③においてオンライン記録で被保険者であった 12 人の同僚に照会したところ 10 人から回答を得たが、申立人を記憶していた者はいない上、回答のあった同僚のうち二人は「当時、社会保険加入については正社員には特別な決まりが無く加入したと思うが、パート、アルバイト等の短期雇用者の厚生年金保険加入については分からない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番の無いことが確認できる。

4 すべての申立期間について、申立人が、各事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等はない上、雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで

私は、A市にあったB株式会社を昭和 31 年 2 月に退職した後、A市の職業安定所の紹介で、C町にあったD株式会社に就職し、同年 3 月 1 日から 32 年 6 月 30 日まで継続して勤務したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、ほぼ同時期に同社へ私と同じEとして入社した同郷（F県）出身の女性の同僚が勤務していたのを記憶しており、同人はG（正社員）になったが、私はGにはならなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げている元同僚の氏名がD株式会社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から確認できることから、期間の特定はできないが、申立人が同社F所に勤務していたことは推認できるものの、同社のHの担当者は「E、Iについては、昭和 35 年 4 月 30 日以降は厚生年金保険の資格を取得している経緯は確認できるが、それ以前は記録が無いので、健康保険及び厚生年金保険に加入した形跡は確認できない。」としており、また、「資料を確認できないので、申立てどおりの届出を行い、申立期間の保険料を納付したかどうかは確認できない。」と回答しており、申立内容の確認ができない。

また、申立人は、D株式会社へ申立人とほぼ同時期に入社した同郷の女性は、申立人が同事業所を退職する前にGになったと供述しているところ、同人は同事業所において、昭和 32 年 3 月 12 日に厚生年金保険の資格を取得していることが、同事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者

名簿から確認できることから、同人は同事業所においてG（正社員）になった時点から厚生年金保険の被保険者になったことが推認できる。

さらに、申立期間において、申立事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿では申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月ころから 47 年 6 月 1 日まで

私は、A株式会社にて昭和 46 年 3 月ころから 47 年 9 月 30 日まで実際に勤務していた。給料は手渡しで給与明細はもらわなかったが厚生年金保険料は払ってもらっていると思っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社にて勤務していた当時の事業主及び同僚 4 人の氏名を記憶しており、このうち回答のあった一人は、申立人がA株式会社にて勤務していたことについて「知っている。」としているが、申立人が主張する入社時期を裏付ける供述は得られなかった。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は昭和 54 年*月*日に死亡していることが被保険者記録照会回答票（資格画面）及び商業登記簿謄本で確認できる上、役員の所在も不明であるため、申立人のA株式会社における申立期間の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A株式会社の事業所別被保険者名簿の備考欄に記載されている事務担当者は、連絡先が不明のため、申立期間当時の事務手続状況について供述を得ることができない。

加えて、A株式会社の事業所別被保険者名簿の申立期間前後における健康保険証の番号は連番となっており欠番は無い。

このほか、雇用保険の加入記録は確認することができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年4月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社(現在は、B株式会社)C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していない上、供述を得られた同僚13人のうち3人が申立人を記憶しているが、いずれの者も申立人の勤務期間を記憶しておらず、申立期間に係る勤務実態を推認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳及びA株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該事業所において昭和22年4月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことは認められるものの、いずれの記録においても資格の喪失日は同年6月1日となっており、取得日とともにオンライン記録と一致している。

さらに、D組合が管理する「被保険者名簿」においては、申立人の被保険者資格の取得日は上記被保険者台帳等と同一日の昭和22年4月15日であることが記載されている一方、取得日以降の日付印は印影が異なるものを用いて押印されており、これはほかの被保険者の記録欄でも同様に押印がなされていることから、申立人の被保険者期間を表わすものではないことが推認でき、このことは、申立人の標準報酬月額等級が取得日時点のみしか記載がなく、最初の月額変更の同等級が抹消されていることからもうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されてい

たことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月から 57 年 4 月まで
② 平成 14 年 4 月から 17 年 12 月まで

社会保険庁（当時）の記録によると、有限会社 A に勤務していた申立期間①並びに有限会社 B 及び同社入社後に商号変更された株式会社 C に勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間について有限会社 A に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び事業主の供述により認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、また、事業主の妻は、「申立人は、会社が厚生年金保険の適用事業所となっていないため、給与から厚生年金保険料を控除していないことを知っていたはずだ。」と供述している。

さらに、申立人は、「当該事業所には事業主と自分の二人だけが勤務していた。」としており、厚生年金保険料の控除について証言を得られる同僚は存在しない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、事業主は、厚生年金保険に加入させていなかったと供述し、提出された給与台帳からも厚生年金保険料が控除されている事実を確認できないことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料や情報を提出することなく、「勤務していたから厚生年金保険料が控除されていたはずだ。」と主張している。

一方、オンライン記録を確認したところ、申立人は、平成 15 年 9 月分から国民年金保険料に係る年度の末月である 16 年 6 月分までの同保険料について失業を理由とする免除申請を受けており、当該免除申請届の社会保険事務所（当時）の受理日は、15 年 10 月 31 日とされていることが認められる。

また、D市E課から提出された申立人に係る国民健康保険の加入記録では、申立人は、平成 15 年 10 月 31 日に「社保離脱による（国民健康保険の）加入」とされており、申立人は、同保険の納付書により、17 年 12 月 19 日に同保険料を納付している。

これらのことを踏まえると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで A 株式会社 B 工場（現在は、C 株式会社）で D として勤務した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入になっている。保険料も控除されていたと思うので、この間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚一人及びほかの一人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に A 株式会社 B 工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、C 株式会社は、「昭和 43 年 4 月以前の記録は現存しておらず、申立期間に係る社会保険の資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については不明である。また、28 年から 35 年当時は正社員は全員社会保険、労働保険に加入させていたが、臨時職員は半年ごとの契約の期間職員で社会保険、労働保険に加入させていない。」と回答している。

また、当時 A 株式会社に勤務していた人事担当者は、「社会保険の適用のある正社員になるには 3 か月ほどの見習期間があった。臨時職員から社会保険の適用のある「D」になる者は、入社して 1 年から 2 年経過した成績優秀者のみであった。」と供述している。

さらに、同僚 15 人に照会し、7 人から回答を得られたが、「入社時は見習期間があり、すぐには社会保険の適用がある正社員になれなかった。また臨時職員は大勢いたが社会保険の適用がなかった。」としている上、そのうちの二人は、「社会保険に加入するまでに 1 年半又は 1 年間の見習い臨時期間があった。」としている。また、回答のあった同僚 7 人のいず

れもが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたかについては不明と回答している。

加えて、A株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る健康保険番号は連番となっており欠落は無く、申立人の記録は見当たらない。

その上、申立人は、申立期間に勤務していたことの記憶はあるが、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月20日から同年5月31日まで
② 昭和31年1月20日から同年7月20日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、AでBに勤務した申立期間①及びC株式会社(現在は、D株式会社)でEとして勤務していた申立期間②の記録が無い。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間においてAに勤務していたと申し立てているが、申立人は当時の同僚は亡くなった方も多く、また、所在不明であるとしている上、当時の同僚10人のうち連絡の取れた二人は、Fは人数も多く、54年前の昔のことであり、申立人は記憶に無いとしており、申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間当時、F施設に勤務するGについては、F施設の所在するH事務所において行われていたことから、当該事業所を管轄するI局及びJ機構に照会した結果、当該機関では申立人に係る申立期間については、「当該期間の厚生年金保険の記録は無い。」と回答している。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間において、C株式会社に勤務していたと申し立てているが、同社人事部は、当時の健康保険被保険者名簿を添付し、「申立人の被保険者期間は、社会保険事務所の記録と同様で、申立期間については、申立てどおりの届出を行っていない。また、保険料も納付していない。」と回答しており、K組合

は、「文書の保存期限を経過しており、申立期間については不明。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚は前述どおり不明としており、申立期間②において健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚 14 人のうち連絡の取れた同僚二人のうち一人は、「申立人のことをよく覚えており、Eでは、被保険者期間は無く、正社員となったのは、昭和 31 年 8 月 1 日から」と回答しており、また、ほかの一人も、「社員も多く申立人のことは記憶に無いが、Eでは、被保険者期間は無く、正社員となったのは、昭和 31 年 8 月 1 日から」と回答している。なお、当時の事業主及び人事課の責任者は、既に亡くなっており、供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②及び前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

3 申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 29 日まで

私は、A店に勤めていた小中学校同窓生の同僚に誘われて、昭和 47 年 2 月 1 日から同店に入社して、同年 4 月 27 日に同僚と一緒に同店を辞め、翌月の同年 5 月 2 日に二人一緒にB株式会社に入社した。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人をA社に入社を勧め、一緒に勤務したとする同僚において、A店に係る申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時のA店は個人事業であり、3か月の試用期間後に厚生年金保険被保険者の手続をしたので、申立人の申立期間についても試用期間とし、申立てどおりの資格届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。併せて、申立期間当時の同僚5人に照会したところ、複数の同僚は、「3か月の試用期間後に厚生年金保険に加入した。」と回答している。

また、申立人は、「入社を誘った同僚は、自分が入社する半年前から当該店に勤務していた。」と供述しているが、当該同僚の当該店に係る厚生年金保険被保険者記録における資格取得日は、昭和 47 年 2 月 1 日となっている。

さらに、申立期間に係る当該店に係る健康保険厚生年金保険原票の番号に欠番は無く、連番で払い出されており、申立人の記録は無い。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録も無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。